

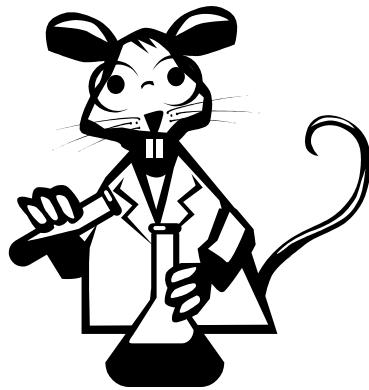
松山東雲短期大学  
動物実験実施のためのガイドライン

〔2011年10月19日 策定〕  
〔2014年4月1日 改訂〕

松山東雲短期大学動物実験委員会

# 目 次

|                    |       |    |
|--------------------|-------|----|
| I. 動物実験を始めるに当たって   | ..... | 3  |
| II. 松山東雲短期大学動物実験規程 | ..... | 4  |
| III. 動物実験計画書等の様式   | ..... | 10 |
| IV. 動物実験計画書等の作成要領  | ..... | 17 |
| V. 実験動物飼養施設の利用について | ..... | 21 |



# I. 動物実験を始めるに当たって

栄養学の一つの目標は「ヒトを対象とした栄養」の理解である。しかしながら、ヒトを実験の対象にすることは人道上許されない場合が多くあり、栄養学の基礎的な分野（解剖学、生理学、生化学など）の知識の多く、あるいは疫学調査の実証などは、ヒトに替わる動物実験によって得られてきた。すなわち、栄養学の知識の多くは動物実験から得られた知見から成り立っているといっても過言ではない。動物実験はそのために必要な、やむを得ない手段であるが、動物愛護の観点から、適性に行われなければならない。動物実験を実施するにあたっては、実験動物や動物実験の特性を理解するとともに関係法令を遵守し、特に“動物実験の3Rs”に配慮しなければならない。

動物実験の3Rs：Replacement（実験に使用する数の削減）、Reduction（動物実験に替る方法）、Refinement（苦痛の軽減）”

## 1. 実験を始める前の注意点

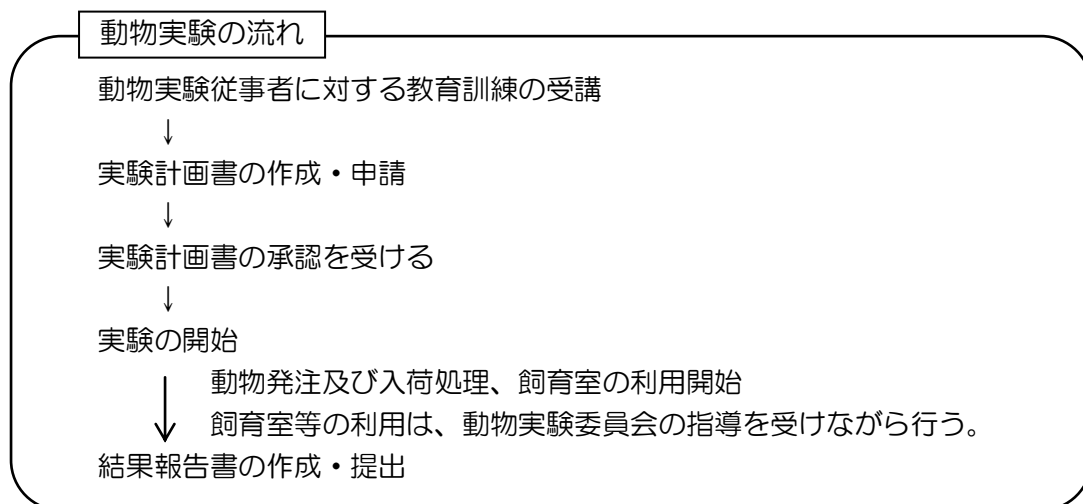
松山東雲短期大学において動物実験を行うに当たり、「動物実験従事者講習会」（教育訓練）を必ず受講しなければならない。

- 1) 動物実験従事者講習会（以下「教育訓練」）の受講者のみ、動物実験計画の申請及び動物実験に従事することができる。この講習会は、年一回開催の定期教育訓練と必要により行う臨時教育訓練がある。
- 2) 「松山東雲短期大学動物実験規程」に示されているように実験動物を動物福祉および倫理的に取り扱うことは、動物に不必要な刺激（苦痛、恐怖、ストレスなど）を与えないことであり、その結果、実験成績が安定し再現性が向上する。そのためには、動物実験関連の法律及び指針並びに「松山東雲短期大学動物実験規程」を遵守しなければならない。

## 2. 動物実験計画書の申請・承認

- 1) 動物実験計画書は、動物実験責任者が作成し、学長に提出する。
- 2) 計画書は、動物実験計画書等の作成要項を参照して作成する。
- 3) 審査結果は、審査開始から二週間以内を目途に通知される。

申請者および実験担当者に異動がある場合、または異動により実験計画を終了する場合は、実験期間を短縮する変更申請書、並びにその結果報告書を作成し、承認を得る必要がある。



## Ⅱ. 松山東雲短期大学動物実験規程

### 松山東雲短期大学動物実験規程

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 この規程は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号。以下「基本指針」という。）、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号。以下「飼養保管基準」という。）その他関係法令等（以下「関係法令等」という。）に基づき、松山東雲短期大学（以下「本学」という。）における動物実験等に当たって執るべき措置について必要な事項を定め、もって本学における動物実験の適正な実施を図ることを目的とする。

##### (基本原則)

第2条 動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準に即し、動物実験等の原則である代替法の利用（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り実験動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。）、使用数の削減（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される実験動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮することをいう。）及び苦痛の軽減（科学上の利用に必要な限度において、できる限り実験動物に苦痛を与えない方法によって動物実験等を実施しなければならないことをいう。）を図り、適正に実施しなければならない。

##### (定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物実験等 実験動物を教育、試験研究、その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 飼養保管施設 実験動物を恒常的に飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設及び設備をいう。
- (3) 実験室 動物実験等を行う実験室をいう。
- (4) 施設等 飼養保管施設及び実験室をいう。
- (5) 実験動物 動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養又は保管している哺乳類及び鳥類等に属する動物（施設等に導入するために輸送中のものを含む。）をいう。
- (6) 動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (7) 動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。
- (8) 動物実験責任者 動物実験等を実施する者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (9) 管理者 実験動物及び施設等を管理する者をいう。
- (10) 実験動物管理者 実験動物に関する知識及び経験を有する本学の教員のうち、実験動物の管理を担当する者をいう。
- (11) 飼養者 実験動物管理者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- (12) 動物実験実施者等 動物実験実施者、実験動物管理者及び飼養者をいう。

##### (適用範囲)

第4条 この規程は、本学において実施される哺乳類及び鳥類等の生体を用いるすべての動物実験等に適用する。

2 動物実験責任者は、動物実験等の実施を本学以外の機関に委託する場合には、委託先においても、基本指針その他関係法令等に基づき、動物実験等が実施されることを確認しなければならない。

##### (動物実験委員会)

第5条 本学における動物実験等に関し必要な事項について審議又は調査を行うため、松山東雲短期大学動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。
  - (1) 動物実験計画の法令等及びこの規則に対する適合性の審査に関すること。
  - (2) 動物実験の実施状況及び結果に関すること。
  - (3) 実験室設置申請の法令等及びこの規則に対する適合性の審査に関すること。
  - (4) 実験室の状況に関すること。
  - (5) 実験動物の飼養保管状況に関すること。
  - (6) 教育訓練の内容又は体制に関すること。
  - (7) 動物実験の実施に係る自己点検・評価に関すること。
  - (8) 動物実験の情報公開に関すること。
  - (9) その他動物実験の適正な実施に関し必要なこと。
- 3 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
  - (1) 動物実験等に関して優れた識見を有する者 1名以上
  - (2) 実験動物に関して優れた識見を有する者 1名以上
  - (3) その他学識経験を有する者 1名
- 4 第3項の委員は学長が委嘱する。
- 5 第3項の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 6 前項の委員は、再任されることができる。
- 7 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 8 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 9 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代行する。
- 10 委員会は、必要に応じ、動物実験責任者に対し、報告を求めることができる。
- 11 委員会の事務は、委員会において処理する。

#### (動物実験計画)

第6条 動物実験責任者は、動物実験を実施する場合には、次の各号に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、委員会が定める計画書その他の必要な書類を学長に提出して、その承認を得なければならない。動物実験計画を変更又は追加しようとする場合も同様とする。

- (1) 研究の目的、意義及び必要性を明確にすること。
  - (2) 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること。
  - (3) 実験動物の使用数削減のため、動物実験の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度及び再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的品質並びに飼養条件を考慮すること。
  - (4) 苦痛の軽減に配慮して、動物実験等を適切に行うこと。
  - (5) 苦痛度の高い動物実験(致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験等をいう。)を行う場合は、動物実験を計画する段階で人道的エンドポイント(実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミングをいう。)の設定を検討すること。
- 2 学長は、前項の申請があったときは、委員会の議を経てその承認又は不承認を決定し、動物実験責任者に通知するものとする。
  - 3 動物実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、動物実験を実施することができない。
  - 4 動物実験責任者は、動物実験の実施を本学以外の機関に委託する場合は、当該委託先において動物実験が法令等に基づき適正に実施されることを確認しなければならない。

## 第2章 動物実験等の実施

(動物実験計画の立案、審査、手続き等)

第7条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次に掲げる事項を考慮して動物実験計画を立案し、別紙様式第1号による動物実験計画書を学長に申請し、その承認を受けなければならない。

- (1) 研究の目的、意義及び必要性
- (2) 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること。

(3) 使用数を削減するための、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度及び再現性を左右する実験動物の数、実験動物の遺伝学的品質及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。

(4) 苦痛の軽減により動物実験等を適切に行うこと。

(5) 苦痛度の高い動物実験等（致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験等をいう。）を行う場合は、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント（実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミングをいう。）の設定を検討すること。

2 動物実験責任者は、動物実験計画を変更又は更新する場合には、別紙様式第2号による動物実験計画（変更・更新）承認申請書により、学長に申請し、その承認を受けなければならない。

3 学長は、動物実験責任者から動物実験計画書又は動物実験計画（変更・更新）承認申請書の提出を受けたときは、委員会に審議を付託するものとする。

4 委員会は、学長の付託があったときは、当該動物実験等に係る計画が、関係法令等及びこの規程に定める要件を満たしているか否かについて審議を行い、その結果を学長に報告するものとする。

5 委員会は、審議の過程において、必要に応じ、動物実験責任者に対し助言を与え、又は申請内容を修正させる等必要な措置を講ずることができるものとする。

6 学長は、第4項の報告を受けたときは、第1項及び第2項の申請について承認するか否かの決定を行い、速やかに動物実験責任者に通知するものとする。

7 動物実験責任者は前項の承認を受けたときには、動物実験等を実施する施設等の管理者に報告するものとする。

8 動物実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を受けた後でなければ、実験を行うことができない。

9 動物実験責任者は、動物実験計画を終了又は中止した場合には、別紙様式第3号による動物実験終了報告書により、使用動物数、計画からの変更の有無、成果等について学長に報告しなければならない。

（実験操作）

第8条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たっては、法、基本指針、飼養保管基準及び次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。

(2) 前条第1項の動物実験計画書に記載された事項を遵守すること。

(3) 安全管理に注意を払うべき実験（物理的又は化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験をいう。）については、関係法令等に従うこと。

(4) 物理的又は化学的に危険な材料、病原体等を扱う動物実験等について、安全のための適切な施設及び設備を確保すること。

(5) 動物実験等の実施に必要な実験手技等の習得に努めること。

(6) 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、動物実験等に関し豊富な経験を有する者の指導下で行うこと。

### 第3章 施設等

（飼養保管施設の設置）

第9条 管理者は、飼養保管施設を設置、変更又は追加する場合には、別紙様式第4号による飼養保管施設設置（新規・追加・変更）承認申請書により学長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 管理者は、前項の規定による承認を受けた飼養保管施設でなければ、実験動物の飼養若しくは保管又は動物実験等を行わせることができない。

3 学長は、第1項の規定による申請があった場合には、委員会に審議を付託し、当該申請に係る飼養保管施設を調査させ、その助言により、承認するか否かの決定を行い、管理者に通知するものとする。

（飼養保管施設の要件）

第10条 飼養保管施設は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造とすること。
- (2) 動物種、飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること。
- (3) 床、内壁等が清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄、消毒等を行う衛生設備を有すること。
- (4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
- (5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置が講じられていること。
- (6) 実験動物管理者を置くこと。

(実験室の設置)

第11条 管理者は、飼養保管施設以外において、実験室を設置、変更又は更新する場合には、別紙様式第5号による実験室設置（新規・更新・変更）承認申請書により学長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 管理者は、前項の規定による承認を受けた実験室でなければ、動物実験等を行わせることができない。ただし、この場合においても一時保管による時間を含め48時間を超えて行ってはならない。

3 学長は、第1項の規定による申請があった場合には、委員会に審議を付託し、当該申請に係る実験室を調査させ、その助言により、承認するか否かの決定を行い、管理者に通知するものとする。

(実験室の要件)

第12条 実験室は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
- (2) 排泄物、血液等による汚染に対して清掃及び消毒が容易な構造であること。
- (3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置が講じられていること。

(施設等の維持管理及び改善)

第13条 管理者は、実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めなければならない。

(施設等の廃止)

第14条 管理者は、施設等を廃止する場合には、別紙様式第6号による施設等（飼養保管施設・実験室）廃止届により、学長に届け出るものとする。

2 管理者は、施設等を廃止する場合には、必要に応じて、動物実験責任者と協力し、飼養保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めなければならない。

#### 第4章 実験動物の飼養及び保管

(取扱いの作成と周知)

第15条 管理者及び実験動物管理者は、管理する飼養保管施設に係る実験動物の飼養及び保管に関し具体的な取扱いを定め、当該飼養保管施設を利用する動物実験実施者及び飼養者に周知させなければならない。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第16条 動物実験実施者等は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

(実験動物の導入)

第17条 管理者は、実験動物の導入に当たっては、関係法令等に基づき適正に管理されている機関から導入しなければならない。

2 管理者は、実験動物の導入に当たっては、適切な検疫、隔離飼育等を行わなければならない。

3 管理者は、実験動物の飼養環境への順化及び順応を図るための必要な措置を講じなければならない。



(給餌及び給水)

第 18 条 動物実験実施者等は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌及び給水を行わなければならない。

(健康管理)

第 19 条 動物実験実施者等は、実験動物の実験目的以外の傷害又は疾病を予防するため、実験動物の健康管理を行わなければならない。

2 動物実験実施者等は、実験動物が実験目的以外の傷害又は疾病にかかった場合には、実験動物に適切な治療等を行わなければならない。

(異種又は複数の動物の飼育)

第 20 条 動物実験実施者等は、異種又は複数の実験動物を同一の飼養保管施設において飼養又は保管する場合には、その組み合わせを考慮した収容を行わなければならない。

(記録の保存及び報告)

第 21 条 管理者及び動物実験実施者等は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備及び保存しなければならない。

2 管理者は、学長に対して、毎年 4 月末日までに前年度に飼養保管した実験動物の種類及び使用数を記載した報告書を提出しなければならない。

(譲渡等の際の情報提供)

第 22 条 管理者及び動物実験実施者等は、実験動物の譲渡に当たり、当該実験動物の特性、飼養保管の方法、感染性疾病等に関する情報を提供しなければならない。

(輸送)

第 23 条 管理者及び動物実験実施者等は、実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全を確保し、並びに人への危害を防止するための措置を講じなければならない。

## 第 5 章 安全管理

(危害防止)

第 24 条 管理者は、実験動物が逸走した場合における実験動物の捕獲の方法をあらかじめ定めなければならない。

2 管理者は、人に危害を加えるおそれのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡しなければならない。

3 管理者は、実験動物由来の感染症、実験動物による咬傷等に対する予防並びに当該感染症、咬傷等の発生時の必要な措置を講じなければならない。

4 管理者は、毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合には、人への危害を防止するため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別途定めなければならない。

5 管理者は、実験動物の飼養及び動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないように、必要な措置を講じなければならない。

(緊急時の対応)

第 25 条 管理者は、地震、火災等の緊急時に講ずる措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図らなければならない。

2 管理者は、緊急事態発生時において、実験動物の保護及び実験動物の逸走による危害防止に努めなければならない。

(教育訓練)

第 26 条 管理者は、動物実験実施者等に対し、次に掲げる事項について教育訓練を行わなければならない。

- (1) 関係法令等に関する事項
- (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
- (3) 実験動物の飼養保管に関する基本的事項
- (4) 安全確保及び安全管理に関する事項
- (5) その他適切な動物実験等の実施に関する事項

2 管理者は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名を記録し、保存しなければならない。

## 第6章 自己点検，評価及び検証

(自己点検，評価及び検証)

第27条 学長は，委員会に，基本指針への適合性に関し，自己点検及び評価を行わせるものとする。

2 委員会は，動物実験等の実施状況等に関する自己点検及び評価を行い，その結果を学長に報告しなければならない。

3 委員会は，管理者及び動物実験実施者等に，自己点検及び評価のための資料を提出させることができる。

4 学長は，自己点検及び評価の結果について，学外の有識者による検証を受けるよう努めるものとする。

## 第7章 情報公開

(情報公開)

第28条 学長は，本学における動物実験等に関する情報（この規程，実験動物の飼養保管状況，自己点検，評価，検証の結果等の公開方法をいう。）を毎年1回公表するものとする。

## 第8章 雑則

(準用)

第29条 第3条第8号に定める実験動物以外の動物を使用する動物実験等については，飼養保管基準の趣旨に沿って行うよう努めるものとする。

(雑則)

第30条 この規程に定めるもののほか，本学における動物実験等に関し必要な事項は，委員会の議を経て，学長が定める。

## 附 則

この規程は，2011（平成23）年10月1日から施行する。

### Ⅲ. 動物実験計画書等の様式

(様式1) 動物実験計画書

様式1

松山東雲短期大学 動物実験計画書

松山東雲短期大学学長 殿

新規  継続変更あり  継続変更なし

提出年月日 年 月 日 受付年月日 年 月 日 受付番号

|                                   |  |    |          |     |         |   |    |
|-----------------------------------|--|----|----------|-----|---------|---|----|
| 研究課題                              |  |    |          |     |         |   |    |
| 研究目的                              |  |    |          |     |         |   |    |
| 動物実験責任者名<br>(選択項目を■)              | フリガナ   |    | 所属学科・専攻名 |     | 職名      | 動物実験の経験等  |    |
|                                   | 氏名 _____<br>e-mail _____@_____   |    | 連絡先TEL:  |     |         | 教育訓練受講の <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 |    |
| 動物実験実施者名<br>(多数の場合は別紙にて名簿を別添すること) | 所属 _____   |    | 連絡先      |     |         | 教育訓練受講の <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 |    |
|                                   | 氏名 _____   |    | 連絡先      |     |         | 教育訓練受講の <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 |    |
|                                   | 所属 _____   |    | 氏名 _____ |     |         | 教育訓練受講の <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 |    |
| 実験実施期間                            | 承認後 ~ 年 月  |    |          |     | 中止・終了等  | 年 月 日   |    |
| 飼養保管施設 及び 実験室                     | 飼養保管施設   |    |          | 実験室 |         |   |    |
| 使用動物                              | 動物種  | 系統 | 性別       | 匹数  | 微生物学的品質 | 入手先(導入機関名)  | 備考 |
|                                   |  |    |          |     |         |   |    |
|                                   |  |    |          |     |         |   |    |
| 研究計画と方法                           | 研究概要 (研究計画と方法について、その概要を記入する。)  |    |          |     |         |   |    |
|                                   | 実験方法 (動物に加える処置、使用動物数の根拠を具体的に記入し、「想定される苦痛のカテゴリー」や「動物の苦痛軽減・排除方法」等と整合性をもたせる。) |    |          |     |         |   |    |

※ 太枠内のみ記入してください。

(様式1) 動物実験計画書 続き

|  |   |                                      |  |
|--|---|--------------------------------------|--|
| <b>特殊実験区分</b><br>(該当項目をすべて■)               | <input type="checkbox"/> 1. 感染実験 安全度分類: <input type="checkbox"/> BSL1 <input type="checkbox"/> BSL2 <input type="checkbox"/> BSL3<br><input type="checkbox"/> 2. 遺伝子組換え動物使用実験 区分: <input type="checkbox"/> P1A <input type="checkbox"/> P2A <input type="checkbox"/> P3A<br><input type="checkbox"/> 3. 放射性同位元素・放射線使用実験<br><input type="checkbox"/> 4. 化学発癌・重金属実験 |                                      |  |
| <b>動物実験の種類</b><br>(選択項目を■)                 | <input type="checkbox"/> 1. 試験・研究<br><input type="checkbox"/> 2. 教育・訓練<br><input type="checkbox"/> 3. その他   | <b>動物実験を<br/>必要とする理由</b><br>(選択項目を■) | <input type="checkbox"/> 1. 検討したが、動物実験に替わる手段がなかった。<br><input type="checkbox"/> 2. 検討した代替手段の精度が不十分だった。<br><input type="checkbox"/> 3. その他 |
| <b>想定される<br/>苦痛の категория</b><br>(選択項目を■) | <input type="checkbox"/> B. 脊椎動物を用い、動物に対してほとんどあるいはまったく不快感を与えないと思われる実験。<br><input type="checkbox"/> C. 脊椎動物を用い、動物に対して軽度のストレスまたは痛み(短時間持続するもの)を伴うと思われる実験。<br><input type="checkbox"/> D. 脊椎動物を用い、回避できない重度のストレスまたは痛み(長時間持続するもの)を伴うと思われる実験。<br><input type="checkbox"/> E. 無麻酔下の脊椎動物に、耐えうる限界に近い またはそれ以上の痛みを与えらると思われる実験。  |                                      |  |
| <b>動物の苦痛軽減、<br/>排除の方法</b><br>(該当項目をすべて■)   | <input type="checkbox"/> 1. 短時間の保定・拘束および注射など、軽微な苦痛の範囲であり、特に処置を講ずる必要はない。<br><input type="checkbox"/> 2. 科学上の目的を損なわない苦痛軽減方法は存在せず、処置できない。<br><input type="checkbox"/> 3. 麻酔薬・鎮痛薬等を使用する。<br>(具体的薬剤名及びその投与量・経路を記入: _____ )<br><input type="checkbox"/> 4. 動物が耐えがたい痛みを伴う場合、適切な時期に安楽死措置をとるなどの人道的エンドポイントを考慮する。<br><input type="checkbox"/> 5. その他 (具体的に記入: _____ )        |                                      |  |
| <b>安楽死の方法</b><br>(該当項目をすべて■)               | <input type="checkbox"/> 1. 麻酔薬等の使用 (具体的薬剤名及びその投与量・経路を記入: _____ )<br><input type="checkbox"/> 2. 炭酸ガス<br><input type="checkbox"/> 3. 中枢破壊 (具体的に記入: _____ 法)<br><input type="checkbox"/> 4. 安楽死させない (その理由を記入: _____ )  |                                      |  |
| <b>動物死体の処理方法</b><br>(選択項目を■)               | <input type="checkbox"/> 1. 大学内で焼却<br><input type="checkbox"/> 2. 外部業者に依頼<br><input type="checkbox"/> 3. その他 (具体的に記入: _____ )   |                                      |  |
| <b>その他必要または<br/>参考事項</b>                   | (過去の動物実験計画書承認実績、学内の関連委員会への申請状況、飼養保管施設・実験室の承認状況などを記入する。)   |                                      |  |

|               |   |
|---------------|---|
| <b>委員会記入欄</b> | 審査終了: _____ 年 _____ 月 _____ 日   |
|               | 修正意見等   |
|               | 審査結果 <input type="checkbox"/> 本実験計画は、松山東雲短期大学における動物実験規程等に適合する。<br>(条件等 <input type="checkbox"/> 遺伝子組換え実験安全委員会の承認後、実験を開始すること。)<br><input type="checkbox"/> 本実験計画は、松山東雲短期大学における動物実験規程等に適合しない。 |
| <b>学長承認欄</b>  | _____ 年 _____ 月 _____ 日   |
|               | <input type="checkbox"/> 本実験計画を承認します。 承認番号: 第 _____ 号<br><input type="checkbox"/> 本実験計画は非承認とします。<br><p style="text-align: right;">松山東雲短期大学学長</p>  |

※ 太枠内のみ記入してください。

(様式2) 動物実験計画 (変更・更新) 承認申請書

様式2

動物実験計画 (変更・更新) 承認申請書

年 月 日

松山東雲短期大学学長 殿

動物実験責任者名

所属：

職名：

氏名： 印

承認番号 \_\_\_\_\_ の動物実験計画を下記のとおり、変更・更新したいので承認願います。

記

1. 変更・更新事項 (\*実験内容及び責任者の変更は、「計画書」を新たに提出すること。)

- 1) 動物実験実施者の変更・更新
- 2) 実験動物種及び使用数等の変更・更新
- 3) 実験実施期間の変更
- 4) その他

2. 変更・更新等の理由

動物実験結果報告書

年 月 日

松山東雲短期大学学長 殿

動物実験責任者名

所属:

職名:

氏名:

印

松山東雲短期大学動物実験規程第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。  
記

1. 承認番号 :

2. 研究課題名 :

3. 実験の結果 (該当項目にマークし、その概要を簡潔に記述)

計画どおり実施       一部変更して実施       中止

結果の概要

4. 成果(予定を含む)

得られた業績 (例:論文、報告書、図書、工業所有権など) について、著者名、論文 標題、雑誌名、  
巻・号、発 行年、頁、出版社などを記載)

5. 特記事項

(様式4) 飼養保管施設設置 (新規・追加・変更) 承認申請書

様式4

飼養保管施設設置 (新規・追加・変更) 承認申請書

松山東雲短期大学学長 殿

申請者 所属 職名  
氏名

松山東雲短期大学動物実験規程第9条第1項の規定に基づき、下記の飼養保管施設設置 (新規・追加・変更) の承認について申請します。

申請年月日 年 月 日 受付年月日 年 月 日 受付

|  |  |
|--|--|
| 1. 飼養保管施設の名称                               |  |
| 2. 施設の管理体制                                 | 管理者：所属 職名 氏名   |
|  | 実験動物管理者：所属 職名 氏名<br>経験年数：<br>飼養者：(人数が多い場合、別資料として添付)<br>所属 職名 氏名<br>経験年数：   |
| 3. 施設の概要                                   | 1) 建物の構造：<br>2) 空調設備 (温湿度制御、換気等)：<br>3) 飼養保管する実験動物種：<br>4) 飼養保管設備：飼育ケージ規格： 最大収容数：<br>5) 逸走防止策 (ケージの施錠、前室の有無、窓や排水口の封鎖など)<br><br>6) 衛生設備 (洗浄・消毒・滅菌等の設備)<br>名称： 規格：<br>7) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺への悪影響防止策 |
| 4. 特記事項<br>(例：化学的危険物質や病原体等を扱う場合等の設備構造の有無等) |  |
| 5. 委員会記入欄                                  | 調査月日：平成 年 月 日<br>調査結果： <input type="checkbox"/> 申請された飼養保管施設は規程に適合する。<br>(条件等 <input type="checkbox"/> 改善後、使用開始すること。)<br><input type="checkbox"/> 申請された飼養保管施設は規程に適合しない。<br>意見等                  |
| 6. 学長承認欄                                   | 平成 年 月 日<br><input type="checkbox"/> 本申請を承認します。 承認番号：第 号<br><input type="checkbox"/> 本申請は非承認とします。<br>松山東雲短期大学学長  |

(様式5) 実験室設置承認(新規・追加・変更)申請書

様式5

実験室設置承認(新規・追加・変更)申請書

松山東雲短期大学学長 殿

申請者 所属 職名  
氏名

松山東雲短期大学動物実験規程第11条第1項の規定に基づき、下記の実験室設置の承認について申請します。

申請年月日 年 月 日 受付年月日 年 月 日 受付番

|  |   |
|--|---|
| 1. 実験室の名称  |   |
| 2. 実験室の管理体制  | <実験室の管理者><br>所属 職名 氏名   |
| 3. 実験室の概要  | 1) 実験室の面積：( m <sup>2</sup> )<br>2) 実験に使用する実験動物種：<br>3) 実験設備(特殊装置の有無等)<br>4) 逸走防止策(前室の有無、窓や排水口の封鎖など)<br>5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺への悪影響防止策                                     |
| 4. 特記事項(例：<br>化学的危険物質や病原<br>体等を扱う場合等の設<br>備構造の有無等) |   |
| 5. 委員会記入欄  | 調査月日： 年 月 日<br>調査結果： <input type="checkbox"/> 申請された実験室は規程に適合する。<br>(条件等 <input type="checkbox"/> 改善後、使用開始すること。)<br><input type="checkbox"/> 申請された実験室は規程に適合しない。<br>意見等 |
| 6. 学長承認欄   | 年 月 日<br><input type="checkbox"/> 本申請を承認します。 承認番号：第 号<br><input type="checkbox"/> 本申請は非承認とします。<br>松山東雲短期大学学長  |

添付資料： 実験室の平面図



(様式6) 施設等 (飼養保管施設・動物実験室) 廃止届

様式6

年 月 日

松山東雲短期大学学長 殿

届出者 所属 職名  
氏名

施設等 (飼養保管施設・動物実験室) 廃止届

松山東雲短期大学動物実験規程第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり届出いたします。

|                                  |   |
|----------------------------------|---|
| 1. 廃止する飼養保管施設 (施設) または実験室の名称     | 設置承認番号 ( )  |
| 2. 管理者                           | 所属 職名<br>氏名 連絡先   |
| 3. 廃止年月日                         | 年 月 日   |
| 4. 廃止後の利用予定                      |   |
| 5. 廃止時に残存した飼養保管動物の措置 (施設の場合のみ記載) | 残存飼養保管動物の有無<br><input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無<br>有の場合の措置 |
| 6. 特記事項                          |   |
| 7. 委員会記入欄                        |   |
| 8. 学長記入欄                         | 松山東雲短期大学 学長   |

## IV. 動物実験計画書等の作成要領

松山東雲短期大学において動物実験を行う全ての実験者は、実験動物関連法令、「松山東雲短期大学動物実験規程」、並びに松山東雲短期大学の諸規程に従うことが求められている。「動物実験計画書」等は、以下の作成上の注意事項を参照し作成する。

### 1. 動物実験計画書[様式1]の記入上の注意

- 1) 動物実験計画書の審査：動物実験計画書は動物実験実施者が作成し、教育・研究グループの動物実験責任者が学長に提出し、承認を得なければならない。申請は随時受け付けている。動物実験委員会は審査に際し、追加資料の提出を求めることがある。
- 2) 情報公開について：「動物実験計画申請書」は個人名、未発表の論文や研究計画等の情報で、開示することにより財産権その他の個人の正当な利益を害する恐れがある部分等を除き、情報公開法に基づいた開示の対象となる。個人のプライバシーおよび特許や研究のプライオリティーについては保護（不開示）の対象になる。不開示を希望する箇所がある場合には、その部分の前後に■を入れる。動物実験委員会では不開示の妥当性も審査する。
- 3) 動物実験計画の変更・追加の申請は、実施している動物実験の内容と申請書の内容が一致するように注意する。申請書の内容と動物実験の内容に矛盾が生じた場合には実験の許可を取り消すことがある。
- 4) 専門用語、薬品名、略語等を使用する場合、最初は略さずに記載する。また、記載内容に矛盾がないように注意する。
- 5) 動物実験委員会は動物実験途中、申請内容の確認、把握に必要な資料・報告を求めることがある。
- 6) 新規の動物種、系統名（遺伝子操作動物、委託生産動物、特殊動物など）は明確に記載する。

#### 1.1 研究課題

「・・・に関する教育実験」、「・・・の研究（解析）」など大きなタイトル名を記入する。

#### 1.2 研究目的

本来の実験目的、基礎研究としての意義等を記載する。また場合によっては、この動物実験によってどのような社会的貢献ができるかも加えて記述する。動物実験委員会委員や一般の人にも理解できるように、また簡潔に記載する。

#### 1.3 申請者（動物実験責任者）

教育訓練を受講した実験者で教育・研究グループの長である動物実験責任者に限定する。実験全般について責任を持ち、動物実験委員会の質問に解答できる動物実験を実施する上での実質的な責任者とする。

#### 1.4 動物実験実施者：申請書に登録する必要がある者

実験者に限らず実験補助者等、動物実験に関わる者全員を記載する。教育訓練の受講者に限定する。

#### 1.5 実験実施期間

実験を予定する期間を記入する。但し、1年を超える実験については更新手続きとして、年度末（3月中）に動物実験計画書（年度更新）を提出しなければならない。期間内に承認を得る必要がある。

## 1.6 動物飼育室及び動物実験を実施する場所

実験動物飼養施設を記入する。

動物導入に合わせて実験室・研究室等で解剖・実験を行う場合は、予め実施場所を「実験室（実験操作のため実験動物を48時間以内において一時的に保管する場合を含む）」として所定の様式[様式5]による設置申請を行い学長の承認を受けなければ使用することはできない。（松山東雲短期大学動物実験規程 第11条）。

## 1.7 使用動物に関する情報

使用する動物種、系統、性別、動物数、微生物学的品質、入手先（生産業者・分与研究機関名）、規格などは正確に記載する。

- 1) 動物の規格・必要数・雌雄などは正確に記載する。
- 2) 動物総数：実験で使用予定の動物総数は、導入別（購入、分与、自家繁殖）の使用予定匹数となる。使用予定数の算定根拠を、実験方法欄になるべく具体的に記載する。
- 3) 微生物学的品質（導入動物の微生物学的統御レベル）：外部の研究機関より動物を導入する際、その動物が該当する微生物学的統御レベルを選び、記載する。導入する場合は一般的なSPF基準を満たしていることが前提である。検査項目は、「実験動物の微生物モニタリングマニュアル」（日本実験動物協会/ICLASモニタリングセンター編）を参考のこと。

## 1.8 研究概要

研究計画と方法について、その概要を記入する。

## 1.9 実験方法

この動物実験がなぜ必要かその理由（代替手段がない、動物の特性が研究内容に適応しているなど）を記述し、使用動物数の算定根拠をそれぞれ動物ごとに具体的、且つ明確に記載する。また、苦痛軽減など動物福祉的配慮も記載し、実験動物に加える処置、「想定される苦痛のカテゴリー」、「動物の苦痛軽減・排除方法」「安楽死の処置」などにそれぞれ矛盾の無いよう整合性をもたせ記載する。また、人道的エンドポイントの記載も行う。

・記載例：「・・・松山東雲短期大学動物実験規程に従って実験を進める。・・・」

### 1.10 苦痛のカテゴリー

19 ページ表「倫理基準による動物を用いた医学生物学実験の分類」を参照し、実験内容・処置を十分に考慮し、実施する実験処置が動物に与えると予想される苦痛を自己評価し、適合すると思われるカテゴリー欄を選択する（但し、カテゴリーEの実験承認は難しい）。なお、実験項目の中で苦痛度の一番高いカテゴリーを選ぶ。

判断の困難な場合は動物実験委員会に相談する。

### 1.11 動物の苦痛軽減と排除の方法

苦痛軽減・排除法については、該当項目を全てチェックし、具体的に薬剤名及びその投与量・経路を括弧内に記入する（複数も可）。

### 1.12 安楽死の方法

安楽死（実験終了後）処置については、20 ページ表「実験動物の安楽死の方法」を参照し、該当する欄をチェックし、必要事項を記入する。エーテル単独による動物の処分は認められないので、エーテルに放血（麻酔薬+放血）などの他の方法を追加する。投与する薬物等の名称、方法等を記入する。

## 倫理基準による動物を用いた医学生物学実験の分類

(Scientists Center for Animal Welfare, SCAW 1987)

| カテゴリー   | 処置例および対処法  |
|---|--|
| <b>カテゴリーA</b><br>生物を用いない実験あるいは植物、細菌、原虫、又は無脊椎動物を用いた実験。   | 生化学的研究、微生物学的研究、無脊椎動物を用いた研究。組織培養、剖検により得られた組織を用いた研究、屠場から得られた組織を用いた研究。発育鶏卵を用いた研究。<br>無脊椎動物も神経系を持っており、刺激に反応する。従って無脊椎動物も人道的に扱われなければならない。  |
| <b>カテゴリーB</b><br>脊椎動物を用いた研究で、熟練した研究者や技術者が行ったときに、動物に対してほとんど、あるいはまったく不快感を与えないと思われる実験操作。   | 実験の目的のために動物をつかんで保定（拘束）する事。麻酔薬、鎮痛薬、精神安定薬の投与。急性毒性を示さない用量の物質の注射。経口投与。流動食治療。少量の部分採血。適正な麻酔下での操作（外科手術や臓器環流等）で、実験終了時点で意識を回復させずに安楽死させる操作。短時間（2～3時間）の絶食絶水。標準的な安楽死法で瞬間的に殺処分できる場合、例えば、軽く麻酔をかけ鎮静状態に陥った動物を断首する事等。大量の麻酔薬の投与による安楽死法。  |
| <b>カテゴリーC</b><br>脊椎動物を用いた実験で、動物に対して軽微なストレスあるいは短時間持続する痛みを伴う実験。   | 麻酔下での外科的処置で、覚醒後に多少の不快感を伴うもの。麻酔下で血管を露出したり、カテーテルを長時間挿入すること。行動学的実験において、意識のある動物に対して短時間ストレスを伴う保定（拘束）を行うこと。フロイントのアジュバントを用いた免疫接種。苦痛を伴うが、それから逃れられる刺激。短時間ではあるが、致死量以下の薬物や化学物質への暴露。<br>ここにおける処置では、ストレスや痛みの程度、持続時間によっていろいろな配慮が必要になる。例えば適切で十分な麻酔薬や沈痛薬、精神安定薬を用いて、その苦痛や痛みを除去あるいは緩和させなければならない。   |
| <b>カテゴリーD</b><br>脊椎動物を用いた実験で、避けることのできない重度のストレスや痛みを伴う実験。さらには麻酔や鎮痛薬、精神安定薬を用いることのできない実験、長期にわたる潜在性のストレスを伴う実験操作や安楽死を適用できない実験操作も含まれる。 | 動物が耐えることのできる最大の痛みに近い痛みを与えること。つまり動物が激しい苦悶の表情を示す実験。行動学的実験において故意にストレスを加えること。麻酔下における外科的処置後に著しい不快感を伴うもの。苦痛を伴う解剖学的あるいは生理学的処置。苦痛を伴う刺激を与える実験で、動物がその刺激から逃れられない場合。長時間（数時間あるいはそれ以上）にわたって動物の身体を保定（拘束）する事。攻撃的な行動をとらせ、自分自身あるいは同種他個体を損傷させること。毒性試薬や生物毒素の投与により致死させること。長期の絶食絶水。<br>ここに属する研究では、なぜ麻酔薬や鎮痛薬、精神安定薬の使用が不適なのか十分な考察が必要である。研究者は動物に対する苦痛を最小限のものにするため、別の実験計画を考案する責任がある。またこれらの実験では、人道的に安楽死させる最も早い時期を明確にすることが重要である。 |
| <b>カテゴリーE</b><br>麻酔していない意識のある動物を用いて、動物が耐えることのできる最大の痛み、あるいはそれ以上の痛みを与えるような実験処置。   | 保定（拘束）をするために筋弛緩薬あるいは麻痺性薬、例えばサクシニルコリンあるいはその他のクラーレ様作用を持つ薬剤を使い、麻酔薬を使わずに外科的処置を行うこと。麻酔をしていない動物に重度の火傷や外傷を引き起こすこと。精神上の病的行動を起こさせる実験。家庭用電子レンジ或いはストリキニーネによる殺傷処分。避けることのできない重度のストレスを与えること。ストレスを与えて殺すこと。<br>ここに属する実験は、それによって得られる結果が重要なものであっても、決して行ってはならない。  |

・ 苦痛のカテゴリー例：

- ① 動物を導入後、安楽死させ、組織などを採取 ⇒ **B**
- ② がん細胞の移植・継代、発がん実験、遺伝子操作動物での自然発がん、発病させる実験等 ⇒ **D**

## 実験動物の安楽死の方法

(実験動物の飼養及び保管等に関する基準の解説 1980 より)

| 動物種    | 麻酔薬<br>投与 | 炭酸ガス<br>吸入 | 頸椎脱臼 | 頭蓋打撲 | 断首 | 煮沸 |
|--------|-----------|------------|------|------|----|----|
| マウス    | ○         | ○          | ○    |      | ○  |    |
| ラット    | ○         | ○          | ○    | ○    | ○  |    |
| モルモット  | ○         | ○          |      | ○    |    |    |
| ウサギ    | ○         | ○          |      | ○    |    |    |
| 小型げっ歯類 | ○         | ○          | ○    | ○    | ○  |    |

### 1.13 その他必要または参考事項

- 1) 「変更申請」、「年度更新」における「変更・継続申請番号」、「変更点」と「その理由」を記載する。
- 2) 「変更申請」が繰返される場合の変更点とその理由は、変更ごとに追加記載する(前の記載内容は消去せず、履歴が残るようにする)。
- 3) 匹数の変更の場合は、算定根拠をなるべく具体的に記述する。

## 2. 動物実験計画(変更・更新)承認申請書[様式2]の記入上の注意

既に承認された実験内容の一部変更や実験従事者の追加や削除する場合に提出する。変更点及び変更理由は、簡潔に記載する。また、年度更新における実験開始予定日は、既に承認されている動物実験計画書の実験終了予定日の翌日となる。

- 1) 実験の変更内容：実験従事者、実験期間の縮小、実験の追加及び内容の一部変更、動物数の増減の変更ができる。この内容以外の変更をする場合には、新たに実験計画申請書を提出する。
- 2) 実験計画内容で実験責任者及び研究課題の変更はできない。この場合は新たに実験計画申請書を提出する。
- 3) 変更が2回以上の場合には、その履歴がわかるように以前の変更点も削除しない。

## 3. 動物実験結果報告書[様式3]の記入上の注意

動物実験責任者は計画・実施した動物実験が終了したら、所定の様式により使用した動物数、計画からの変更の有無、成果などについて学長に報告することが義務付けられている。動物実験が終了したら、速やかに動物実験結果報告書を作成する。報告に際しては、実験中は苦痛軽減など動物福祉的並びに動物倫理的配慮を行った内容を記載する。

- 1) 実験終了時に得られた結果の概要を簡潔に記入する。
- 2) 研究成果を公表した場合には書類(論文・学会発表・報告書など)が有れば記載する。
- 3) 特記事項欄には、この動物実験が苦痛軽減などの動物福祉にどのように配慮して行われたか、また、どのように社会に貢献したかなどを記載する。
- 4) 実験予定期間前に実験が全て終了した場合は、実験期間の変更を申請し、承認された後、実験結果報告書を作成し提出する。

## V. 実験動物飼養施設の利用について

### 1. 実験動物

栄養学における実験では、系統上ヒトに近い動物であること、栄養操作に敏感に応答すること、ライフサイクルが短いこと、飼養管理が容易であること、比較的廉価であること、などから、ほ乳類であるげっ歯類（ラットやマウス）が実験動物としてよく用いられている。なお、本学動物飼養施設ではラット以外の実験動物の使用は原則認めない。

#### ○ ラット

ネズミ科クマネズミ属のアルビノ変種（和名：ダイコクネズミ）が用いられている。系統（Wistar 系など）が明確であり、雑食性であり、栄養機能はその多くがヒトと共通している。寿命は2～3年であるが、生後25日頃離乳し、約10週間で成熟する。なお、本学動物飼養施設では、安全および衛生上の理由から微生物学的品質としてSPFラット以外の実験動物の使用は原則認めない。

### 2. 実験動物(ラット)の取り扱い

「松山東雲短期大学動物実験規程」に準じて取り扱う。取り扱いに際しては、動物に愛情をもって接し、特に動物の苦痛の軽減に配慮する。すなわち、動物にできる限り苦痛を与えないこと、動物の健康保全に努めること、飼育環境の保全に努めることを遵守する。

「松山東雲短期大学動物実験規程」は、動物の愛護及び管理に関する法律、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（飼養保管基準）その他関係法令等に基づき、松山東雲短期大学における動物実験等に当たって執るべき措置について必要な事項を定め、もって本学における動物実験の適正な実施を図ることを目的とするものである。

### 3. 飼育方法

#### 1) 動物飼養施設（通称：動物舎）

建屋は前室と飼育室からなる。前室には、衛生管理用の洗浄槽が設置してある。飼育室内は、室温  $23\pm 2^{\circ}\text{C}$ 、湿度 50～60%で空調管理している。常時換気を行っており、明暗周期は12時間（明期 8:00～20:00、暗期 20:00～8:00）である。飼育室内に入る前に手を消毒した後、マスク、手袋、白衣を着用する。これらを着用していない者の入室は禁止している。ディスプレイのマスク、手袋、白衣は前室に用意している。飼育室内入室の際は専用のサンダルに履き替える（土足厳禁）。



[実験動物飼養施設]



[飼養施設前室(奥:飼育室)]



[前室内 洗浄・消毒槽]



【飼育室内】



【飼育室内 処置台】

## 2) 予備飼育

購入したラットは直ちに予備飼育ケージ（プラスチック製）に移し、安静に保管して順化を図る。予備飼育ケージあたり6～8匹程度とする。必ず専用の床チップを使用する。ケージに移した際に体調等を観察し、異常がないか確認する。予備飼育期間は3～7日間とる。飼料は市販の固形飼料を用いる。

## 3) 実験用飼育ケージ

通常ケージおよび代謝ケージがある。通常ケージはラットの個別飼育を前提としている。ステンレス製メッシュ構造で、陶器の餌つぼの付いたステンレス製容器、給水瓶で1セットである。専用の飼育ラックに設置する。代謝ケージは特殊用途（糞尿採取など）でのみ使用する。



【飼育ケージ（収容総数36匹）】

## 4) 体重測定

体重は毎日決まった時間に測定する。ラットに恐怖感を与えないように優しく取り扱う。ラットを専用の測定カゴに入れ、電子天秤を用いて体重を1g単位で読み取り記録する。

## 5) 飼料投与

実験飼料は毎日与え、摂取量を記録する。飼料を入れた餌つぼ容器の重量（ $W_0$ ）を記録する。翌日の同時刻に食べ残した飼料の入った餌つぼ容器の重量（ $W_1$ ）を記録する。摂取量（ $W_0 - W_1$ ）を記録する。次いで、食べ残した飼料を廃棄し、新鮮な飼料を与える。なお、前日の摂取量を考慮し、必ず食べ残しが出るように十分な量を与える。

## 6) 給水

飲料水は毎日取り替える。残った飲料水を廃棄し、内部をよく水洗してから新しい飲料水を給水瓶に入れ、飼育ケージにセットする。その際、水漏れがないか確認する。

## 7) 排泄物の処理

糞尿受けトレイに処理ペーパーを敷く。毎日、飼料を与えた後に汚れた処理ペーパーをゴミ箱に捨て、新しい処理ペーパーと交換する。その際、糞尿の状態をよく観察し、異常があれば実験動物管理者に連絡する。

#### 8) 飼育室の清掃

排泄物の処理、測定台の清掃（こぼれた飼料の廃棄、電子天秤の清掃）、給排水設備の清掃（流しシンクやその周囲の清掃）、床の清掃（こぼれた飼料の廃棄、こぼれた水の拭き取り）は飼養者が毎日行う。清掃終了後、糞尿廃棄用ゴミ箱のフタの閉鎖を確認する。

#### 9) 動物の逸走防止

飼育室のドアは開放したままにはしない。実験動物が飼育室内で逸走した場合は、備え付けの捕獲網で直ちに捕獲する。捕獲後、動物を観察し、もし異常があれば隔離する。

#### 10) 飼育室内の消毒

動物実験終了後に、動物実験実施者は、飼育に使用したすべての器具（飼育ケージ、陶器の餌つぼの付いたステンレス製容器、給水瓶、糞尿受けトレイ、飼育ラック）を洗浄し、70%アルコール、1%ヒビテン溶液を噴霧し、消毒する。飼育室内の壁、床は拭き取り清掃後に70%アルコール、クレゾール溶液を噴霧し、消毒する。

